

## 薬局を廃止したときに必要な手続き一覧

R3.9.8 島根県薬事衛生課 作成

	薬局の廃止届書	麻薬小売業者業務廃止届	所有麻薬届	麻薬譲渡届	麻薬廃棄届	麻薬小売業者間譲渡許可変更届
提出期限	薬局の廃止から30日以内	薬局の廃止から15日以内	薬局の廃止から15日以内	譲渡の日から15日以内	廃棄届を事前に提出	薬局の廃止から速やかに
提出書類	廃止届書 薬局開設許可証	業務廃止届 麻薬小売業者免許証	所有麻薬届	麻薬譲渡届	麻薬廃棄届	麻薬小売業者間譲渡許可変更届 麻薬小売譲渡間許可書
備考				麻薬の譲渡は薬局の廃止から50日以内に行うこと	麻薬の廃棄は薬局の廃止から50日以内に行うこと	薬事衛生課に提出すること 詳細は薬事衛生課にお問い合わせください

	覚醒剤原料所有数量報告	覚醒剤原料譲渡報告	覚醒剤原料処分届	毒物劇物販売業の廃止届	高度管理医療機器等販売業・貸与業の廃止届書	医療機関等の廃止に伴う特定生物由来製品の記録
提出期限	薬局の廃止から15日以内	薬局の廃止から30日以内	薬局の廃止から30日以内に譲渡が出来なかった場合速やかに	廃止から30日以内	廃止から30日以内	期限なし
提出書類	業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書	業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書	業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書	廃止届 毒物劇物販売業登録票	廃止届書 高度管理医療機器等販売業許可証	医療機関等の廃止に伴う特定生物由来製品に関する記録について(報告)
備考		薬局を廃止した日から30日以内に譲渡を行い、報告すること	保健所職員等の立会いのもとで廃棄すること			